

# 児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 13 年 11 月 20 日から平成 14 年 11 月 19 日まで

最高裁判所事務総局家庭局

## 児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情 (2)

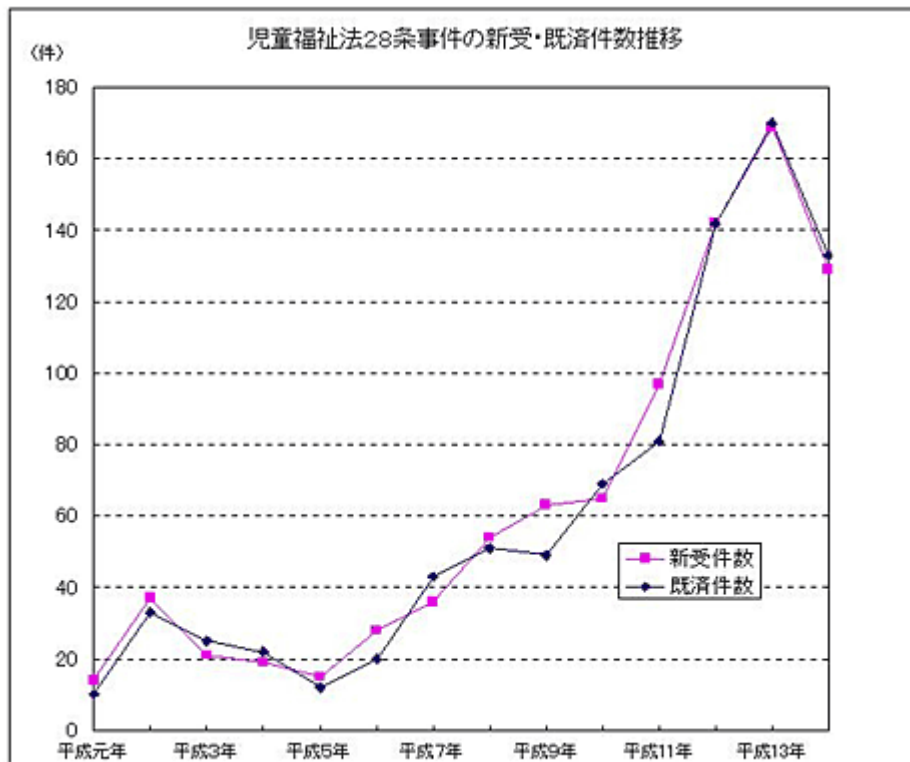
### 1. 児童福祉法 28 条事件の動向

児童福祉法 28 条事件の申立件数は、別紙のとおりであり、平成 13 年には 169 件となり、平成元年の約 1.2 倍、対前年比の約 1.2 倍という急激な伸びを示したが、平成 14 年には 129 件と若干減少した。

本資料は、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行されて 2 年目に当たる平成 13 年 11 月 20 日から平成 14 年 11 月 19 日までに、全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法 28 条事件のうち、116 件の事案の特徴を分析し、併せてその事件処理の実情を紹介するものである。

### 児童福祉法 28 条事件

	新受件数	既済件数	認容	却下	取下げ	その他
平成元年	14	10	3	0	4	3
平成2年	37	33	19	2	12	0
平成3年	21	25	17	0	8	0
平成4年	19	22	18	0	4	0
平成5年	15	12	6	0	6	0
平成6年	28	20	12	0	8	0
平成7年	36	43	18	1	22	2
平成8年	54	51	39	0	12	0
平成9年	63	49	36	0	13	0
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0



※本表は、「司法統計年報」による。平成14年度の数値は速報値である。

## 2. 児童福祉法28条事件の実情

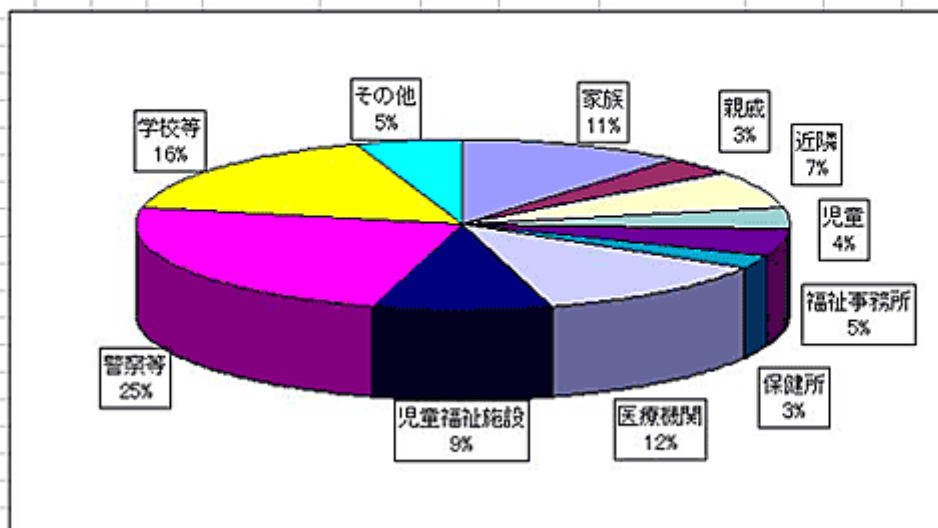
### (1) 通告者別件数 (資料1)

○通告者別件数をみると、警察等が25%、学校等16%、医療機関12%、児童福祉施設9%などとなっており、関係機関から通告された割合が70%を占めている。一方、家族が11%、親戚が3%などとなっている。

- 通告者別件数は、被虐待状況を児童相談所に通告した機関(者)を集計したものである。なお、児童福祉施設の中には保育所からの通告6件が含まれている。
- その他の中には、児童の家出先の同級生の親等が含まれている。

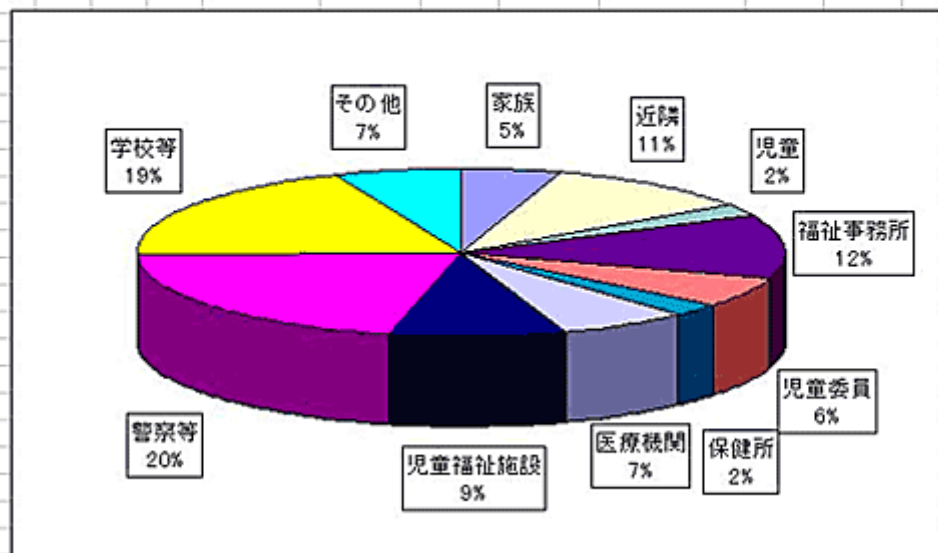
児童福祉法 28 条（2 年目）

家族	親戚	近隣	児童	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	合計
13	4	8	5	6	0	3	14	10	28	19	6	116



児童福祉法 28 条（1 年目）

家族	親戚	近隣	児童	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	合計
6	0	13	3	15	7	3	8	11	26	23	8	123

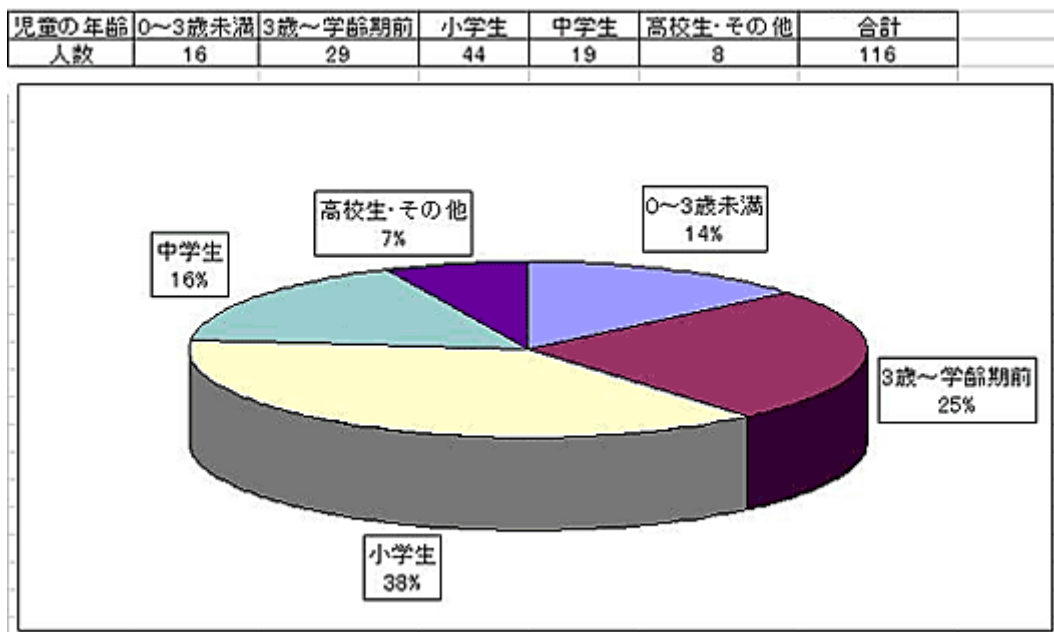


(2) 児童の年齢別件数（資料 2）

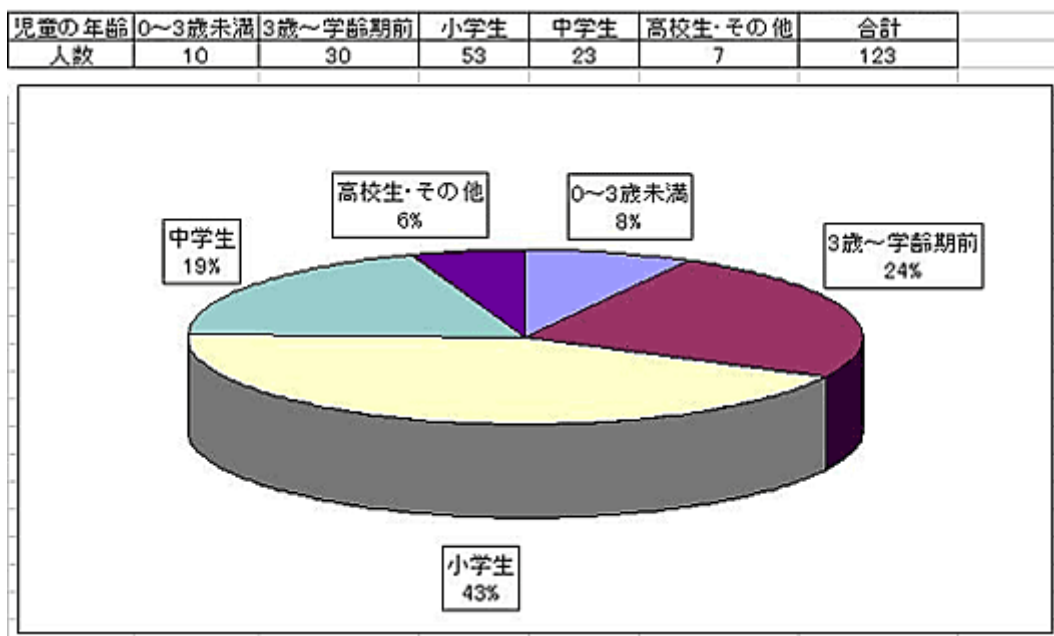
○児童福祉法 28 条事件（以下「法 28 条事件」という。）の対象となった児童の年齢別割合を見ると、小学生が 38%，3 歳から学齢期前の児童が 25%，中学生が 16%などとなっているのに対し，0 歳から 3 歳未満が 14%となっている。なお，0 歳の児童の法 28 条事件は 7 件（6%）あった。

○小学生、中学生、高校生など、学齢期以上にある年齢の児童の割合は、全体の61%を占めている。

児童福祉法 28 条（2 年目）



児童福祉法 28 条（1 年目）



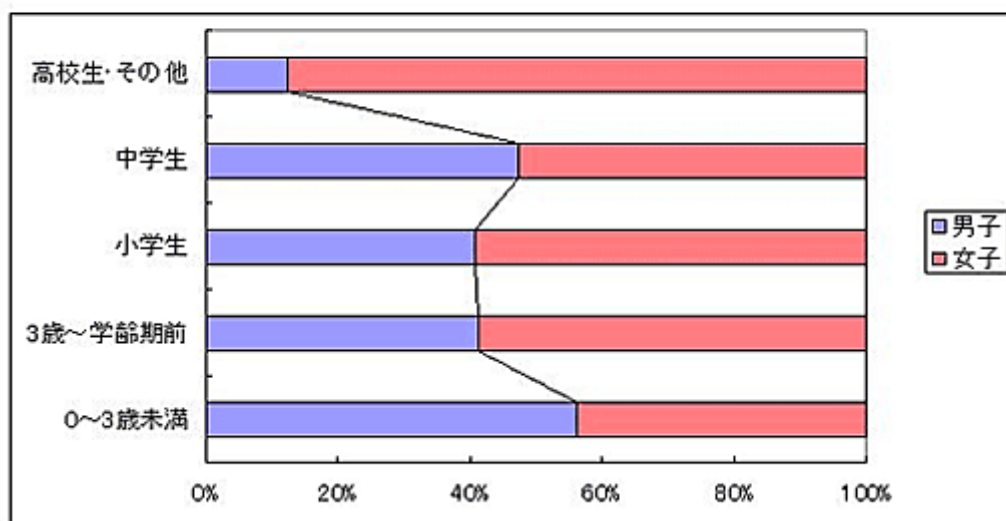
(3) 児童の性別と年齢別件数（資料 3）

○法 28 条事件の対象となった児童の男女比は、男子が 42%、女子が 58%となっている。

○児童の性別と年齢の相関関係を見ると、0歳から3歳未満で男子の割合が56%であるのに対し、高校生・その他では女子の占める割合は88%となっている。

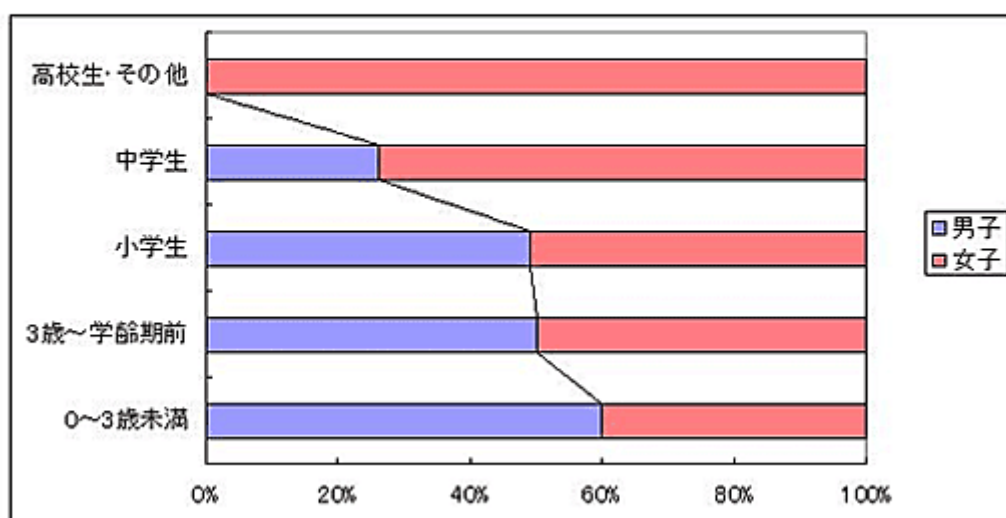
児童福祉法 28 条（2 年目）

年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計	比率
男子	9	12	18	9	1	49	42%
女子	7	17	26	10	7	67	58%
合計	16	29	44	19	8	116	100%



児童福祉法 28 条（1 年目）

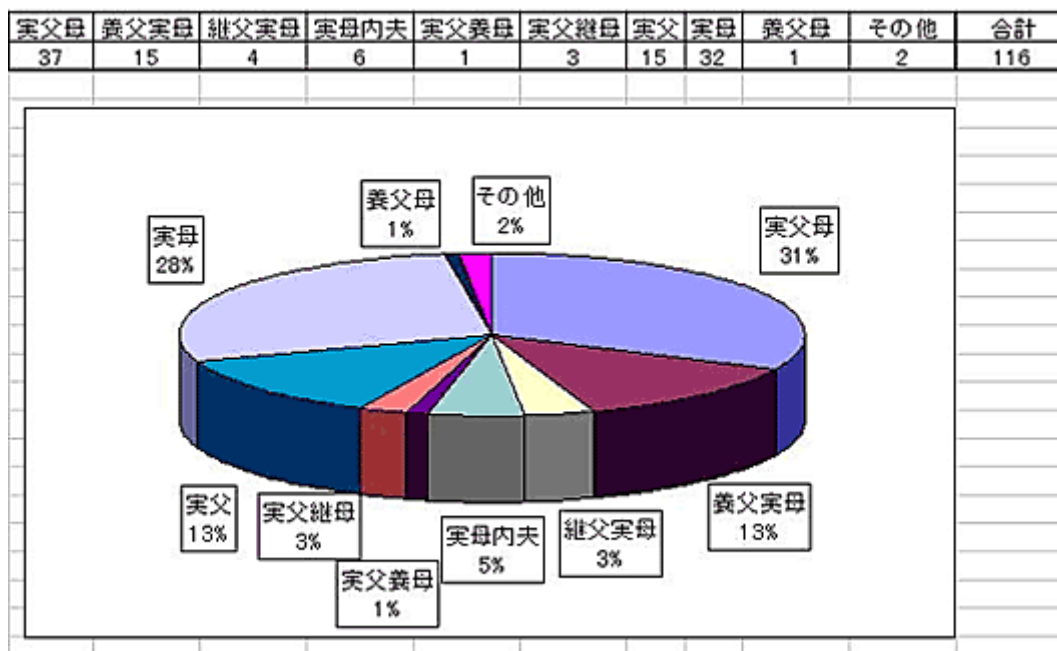
年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計	比率
男子	6	15	26	6	0	53	45%
女子	4	15	27	17	7	70	55%
合計	10	30	53	23	7	123	100%



(4) 保護者の関係別件数 (資料4)

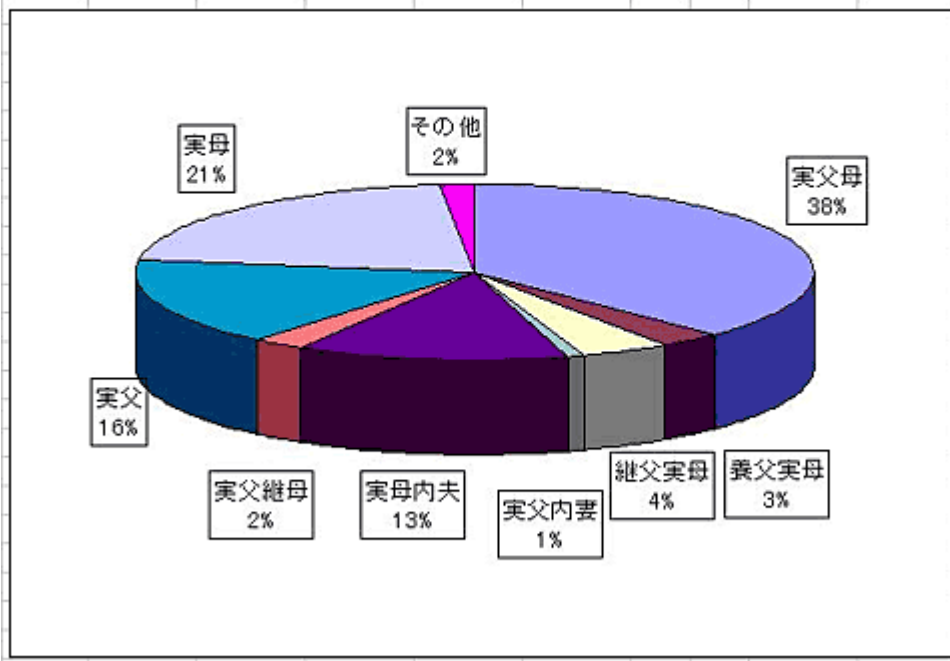
○法28条事件の対象となった保護者の関係を見ると、実父と実母が31%、実母のみが28%、実父のみが13%、実母と養父が13%などとなっている。

児童福祉法28条(2年目)



児童福祉法 28 条（1 年目）

実父母	養父実母	継父実母	実父内妻	実母内夫	実父継母	実父	実母	その他	合計
46	4	5	1	16	3	20	26	2	123



(5) 主たる虐待者別件数（資料 5）

○法 28 条事件における主たる虐待者を見ると、実母が 48%、実父が 36%、実父以外の男性が 12%などとなっている。

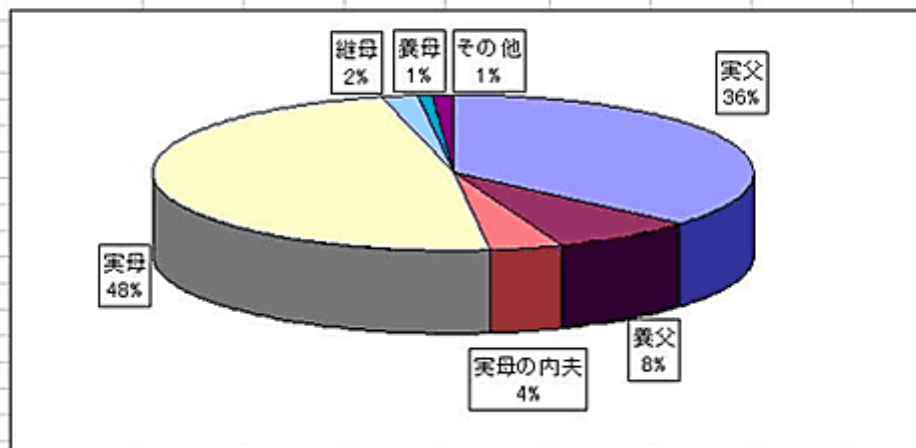
○実父以外の男性の内訳は、養父 8%、実母の内縁の夫 4%となっている。



児童福祉法 28 条（2 年目）

主たる虐待者	実父	養父	継父	実母の内夫	実母	継母	養母	その他	合計
件数	37	8	0	4	49	2	1	1	102

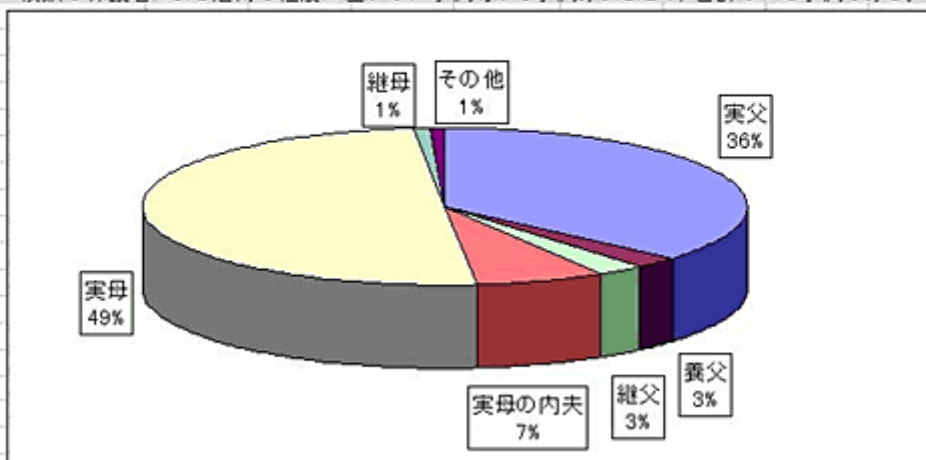
※複数の保護者による虐待で程度に差がない事例等が14事例あったため、合計は102事例である。



児童福祉法 28 条（1 年目）

主たる虐待者	実父	養父	継父	実母の内夫	実母	継母	その他	合計
件数	43	3	3	8	59	1	1	118

※複数の保護者による虐待で程度に差がない事例等が5事例あったため、合計は118事例である。



(6) 虐待の態様別件数（資料6）

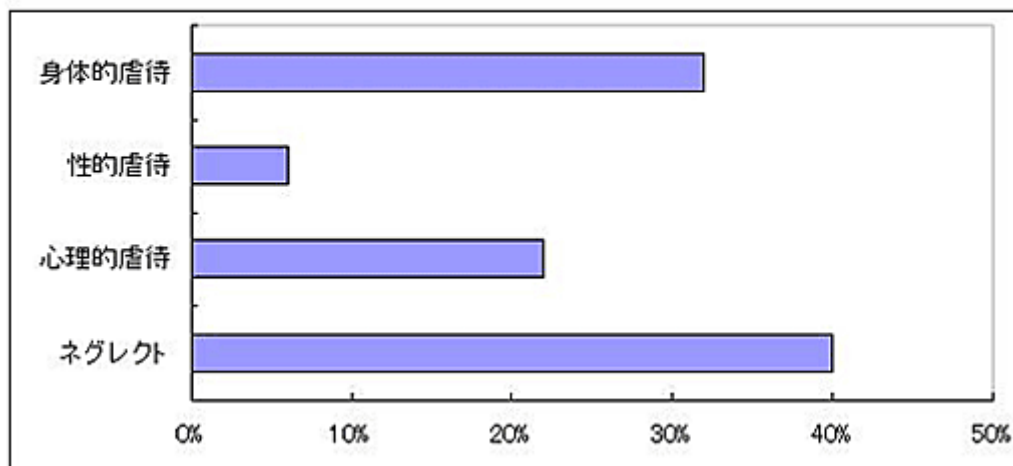
○法 28 条事件における虐待の態様別件数を見ると、ネグレクトが 40% と最も多く、次いで身体的虐待が 32%、心理的虐待が 22%、性的虐待が 6% となっている。

- 虐待の態様については重複集計したものである。

児童福祉法 28 条（重複集計あり）（2 年目）

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	46	8	32	57	143

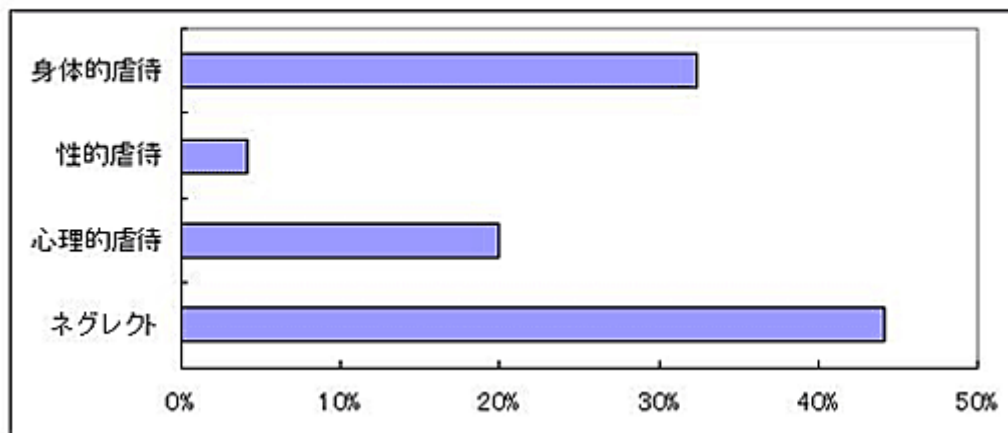
※ 複数の類型につき重複集計しているため、合計は116件にならない。



児童福祉法 28 条（重複集計あり）（1 年目）

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	55	7	33	75	170

※ 複数の類型につき重複集計しているため、合計は123件にならない。



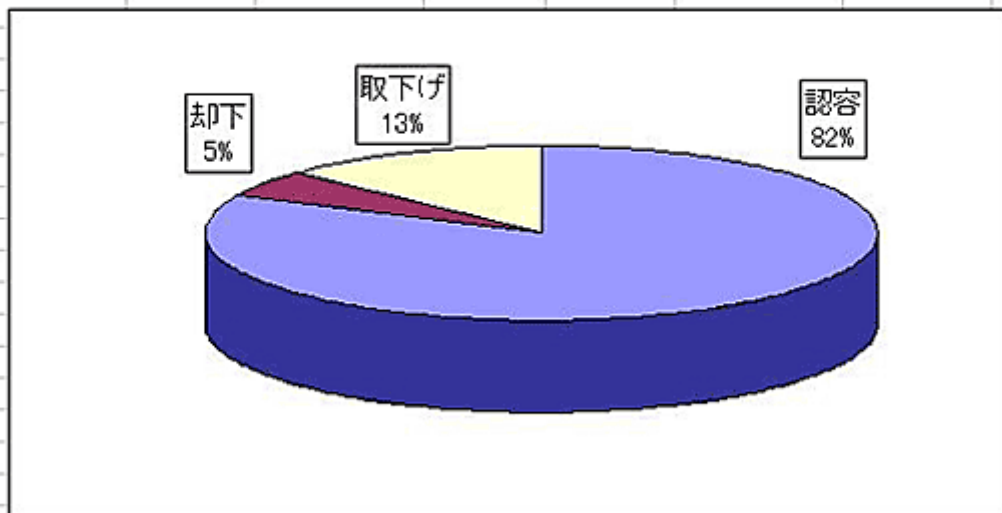
(7) 終局区分別件数（資料 7）

○法 28 条事件の終局区分については、認容が 82%、取下げが 13%、却下が 5%となっている。

- 取下げの事例の多くは、家庭裁判所に係属中に保護者の同意が得られたというものである。
- 却下事例には、保護者が同一である 4 人きょうだいの事案（統計上は 4 件と計上される。）が含まれている。

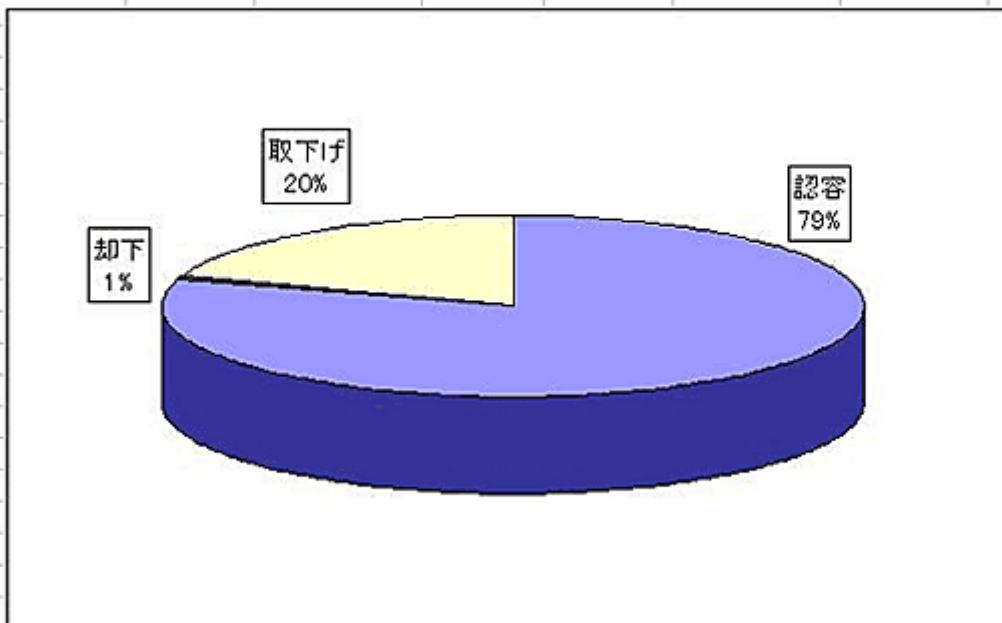
児童福祉法 28 条 (2 年目)

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	95	6	15	116



児童福祉法 28 条 (1 年目)

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	98	1	24	123

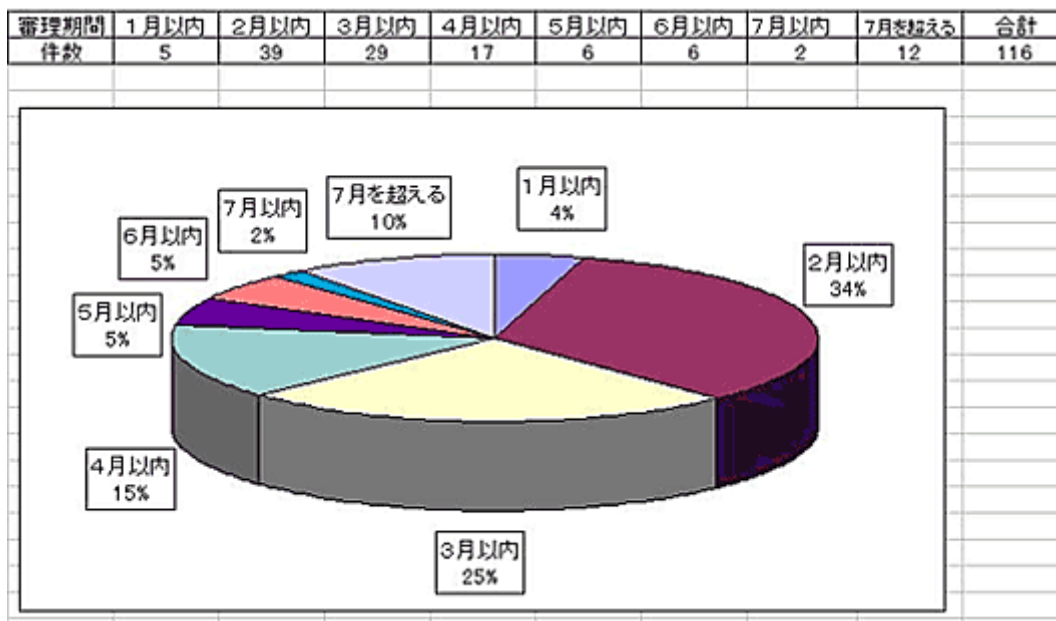


(8) 審理期間別件数 (資料 8)

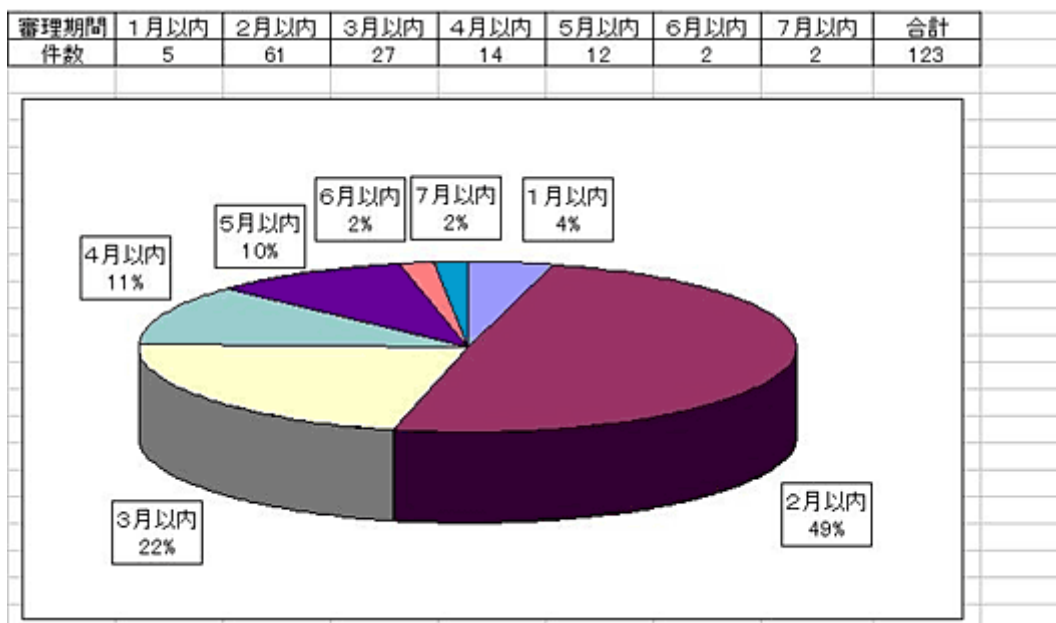
- 2 か月以内に 38% の事件が、3 か月以内に 63% の事件が終局している。
- 法 28 条事件の平均審理期間は 99 日である。

- 審理期間が最も短かった事例は18日、審理期間が最も長かった事例は462日である。
- 審理に長期間を要した事例には、関連する訴訟の帰すうを踏まえて判断をする必要があったものがあった。

児童福祉法 28 条事件審理期間別割合（2 年目）



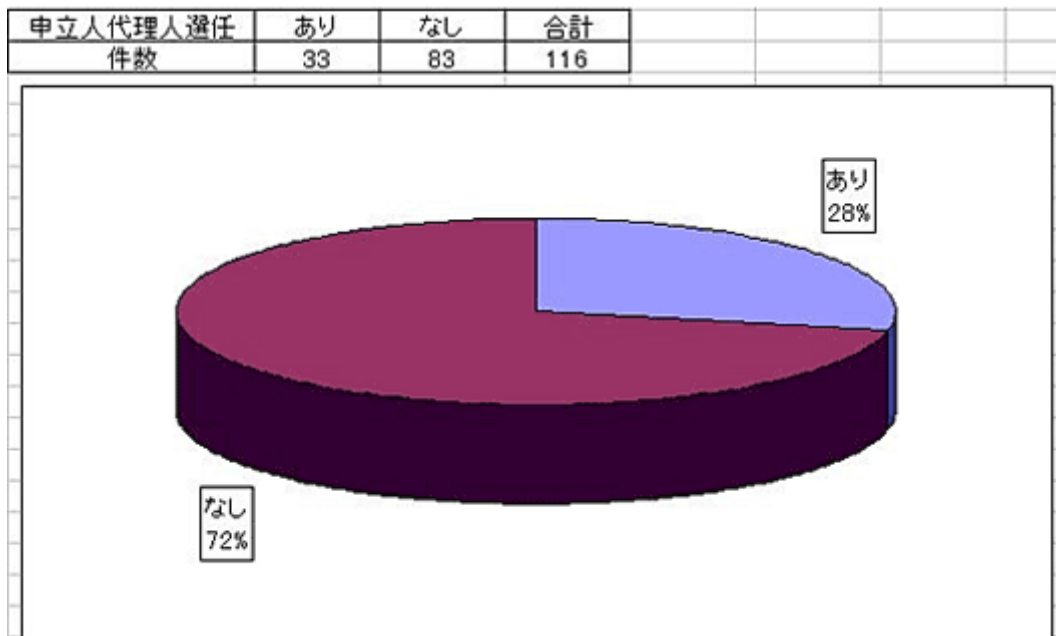
児童福祉法 28 条（1 年目）



(9) 申立人代理人選任率 (資料 9)

○弁護士が申立人代理人に選任されている法 28 条事件は、全体の 28%となっている。

児童福祉法 28 条 (2 年目)



児童福祉法 28 条 (1 年目)

